

重要文化財紙本墨画護摩壇様並三十七尊三昧耶形（伝智証大師本）
美術工芸品保存修理業務委託仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「発注者」という。）が発注する「重要文化財紙本墨画護摩壇様並三十七尊三昧耶形（伝智証大師本）美術工芸品保存修理業務」（以下、「本業務」という。）を受注する者（以下、「受注者」という。）の業務内容について、必要な事項を定める。

1 目的

次の資料について破損個所の修理、改修、改装を行い、展示可能な状態とし、大阪市立美術館（以下「当館」という。）の誇る優品として積極的な活用を行うため。

(1) 重要文化財 紙本墨画 護摩壇様並三十七尊三昧耶形（伝智証大師本）

1 巻

（本紙 縦 30.8 cm 横 627.2 cm 館蔵品番号 009573

指定番号 00925 指定日 1934 年 1 月 30 日）

2 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 基本仕様

(1) 重要文化財 紙本墨画 護摩壇様並三十七尊三昧耶形（伝智証大師本）1 巻について、解体修理（卷子装）を行う。

- ア 本紙の状態を詳細に調査し、写真撮影等を行い、修理前の状況を記録すること。
- イ 現状の裏打ちを解体し、本紙を分離して本紙の汚れや虫損を補修し、汚れの激しい部分についてはある程度汚れを取り除いたうえで、裏打ちをして補強したのち、本紙を卷子装の表具に表装すること。表装の形式や裂地の取り合わせについては提案を行うこと。
- ウ 裏打ちには、本紙（肌）裏打ちに薄美濃紙、増裏打ちには美栖紙、総裏打ちには木灰煮宇陀紙を用い、すべて和紙による裏打ちを施すこと。
- エ 桐太巻添軸を 1 本新調し、修理の完了した本紙を太く巻き、羽二重の包裂に包み、桐屋郎箱 1 箱に納入し、旧箱と新調した桐屋郎箱を新調した中性紙保存箱に納入すること。
- オ 修理の過程で、現状の卷子から取り除かれたものは、破棄せず、一括して保存し、修理後の掛軸とともに納品すること。
- カ 写真撮影等を行い、修理後の記録をすること。

- キ 本事業の記録をまとめた修理報告書を作成すること。
- (2) 本事業では文化庁の補助金を申請する予定であるため、工事事務は次の通りとする。
 - ア 文化財保護法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、文化庁文化財補助金交付規則、その他関係法規を参照して事業を運営すること。
 - イ 現金出納簿、契約内訳簿、その他必要な帳簿を備えて詳細に且、正確に記入すること。
 - ウ 旧規の判明したもの又は、その他の理由に依り現状の変更を行おうとする場合は、所定の様式に依り要旨、説明図面、写真その他の資料を添付し、当館を通じて文化庁長官に申請し許可を得て実施すること。
 - エ 現状変更、仕様の変更その他の理由に依り経費に増減を生じ設計変更の必要を生じた場合は当館を通じて文化庁長官に申請し許可を得て実施すること。
 - オ 補助事業が完了した際は、精算書、竣工届、実施仕様書その他必要な書類と共に前記図面、写真、その他の資料を添付した実績報告書を令和8年3月31日までに当館に提出すること。

4 特記事項

- (1) 国宝・重要文化財を中心とした文化財（美術工芸品）の保存修理を専門的に行っている修理技術者集団である国宝修理装演師連盟に加盟しており、かつ、当館職員が修理監督業務に随時対応できるよう京都国立博物館文化財保存修理所内に工房をもつ事業者であること。
- (2) 当館職員による修理監督は最低4回行い、作業進行を確認する。他、作業中に検討事項が発生した場合には都度当館職員を呼ぶこと。
- (3) 次の修理を阻害しないよう、接着剤などは水や溶剤で除去可能なものを用いるなど、可逆性の確保に努めること。
- (4) 契約後、掛軸・巻物・屏風・古文書・古典籍の修理をはじめ、裂・箱・帙などの新調に際しては、いずれも、修理後の寸法や形状・構造・素材について、必ず当館と詳細な協議を行ったうえで決定すること。
- (5) 契約後、当館と協議したうえで、掛軸・巻物・屏風・箱などの寸法・形状・構造・素材について、設計の変更や調整を行う場合がある。
- (6) 修理する上記資料の輸送および輸送にかかわる費用については、受注者が負担し、かつ責任をもって輸送にあたること。
- (7) 輸送時及び修理期間中の保険費用については受注者が負担し、かつ責任をもって輸送にあたること。なお、輸送は美術輸送専門業者によるものとする。

- (8) 設計書及び見積書に対し文化庁より指導があった場合には、修正する必要がある場合がある。
- (9) その他、不明な点は、必ず当館に問い合わせること。

5 納入場所

大阪市立美術館（大阪市天王寺区茶臼山町1-82）

6 権利の帰属

納品した記録および報告書に係る所有権及び著作権、その他の権利は、発注者に帰属する。

7 検査および検収

- (1) 当館は業務完了後に検査を行うものとする。なお、履行期間中においても、受注者は、必要に応じて当館職員の確認等を受けること。検査の際に当館職員から指示があった事項については速やかにその指示に従うこととし、その費用は受注者の負担とすること。
- (2) すべての業務が完了したのち、修理報告書を提出すること。なお令和6年度末に同年度分の中間報告書を提出すること。

8 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、大阪市個人情報保護条例等の関係規定を遵守すること。
- (3) 受注者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合については、別途、当館及び受注者が協議の上、決定する。

9 担当

大阪市立美術館 学芸課

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町1-82 電話 06-6771-4876